

「平成 28 年熊本地震」における生活福祉資金（緊急小口資金）等の特例貸付について

厚生労働省は、平成 28 年 4 月 25 日付で、この地震による被災者向けに、都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業の福祉費「緊急小口資金」の貸付要件を緩和した特例貸付を実施する旨を通知しました。

特例貸付は、被災者が必要とする当座の生活費を貸し付けるもので、他県に避難している場合であって、当分の間（1 か月程度以上を目安）、その地に居住する場合には、避難先の都道府県での借り入れも可能とされました。

【緊急小口資金特例貸付の概要】

- ①貸付対象者：熊本地震により災害救助法が適用された地域および被災により特例措置が必要と都道府県知事が設定した地域の住民
- ②貸付額：原則として 10 万円以内
※世帯員に死亡者、要介護者がいる場合等は 20 万円以内
- ③貸付利率：無利子
- ④据置期間（償還開始までの期間）：貸付の日から 1 年以内
- ⑤償還期限：据置期間経過後 2 年以内

[参考] ※下記の通知は、過去の掲載情報、取り組み等の記録の「行政からの通知等」に掲載があります。

- ・「生活福祉資金貸付（福祉資金[緊急小口資金]）の特例について」（平成 28 年 4 月 25 日 厚労省社会・援護局長通知）
- ・「生活福祉資金貸付（福祉資金[緊急小口資金]）の特例に係る留意事項について」（平成 28 年 4 月 25 日 厚労省社会・援護局地域福祉課長通知）

●この緊急小口資金の特例貸付の実績は次のとおりです。

貸付決定件数：1 万 1,743 件、貸付金額：15 億 8,340 万円